

※現行基準を強化する部分のみ記載

番号	基準項目		現行基準				規制地区案			
			第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域	①御師住宅沿道地区	②横町バイパス地区	③富士見バイパス地区 ④富士河口湖富士線地区	
							現行：第2・3種許可地域	現行：北側 南側	現行：第1・2種許可地域 展望できる範囲は第2種禁止地域	
1	共通 基準		色彩	-	-		・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとす。			
			照明	点滅 不可	-		点滅 不可		-	
			表示の内容が変化するもの (LED広告等)	不可	不可	1m ² 以下 (用途地域 のみ)	可	不可		1m ² 以下・・・片面0.5m ² (現行が第2種許可地域かつ 用途地域で、かつ建築物を利用する場合で、自家用のみ)
2	建築物を利用する 広告物	建築物を利用する広告物等 に係る共通基準	広告物と建築物の 壁面に対する割合	敷地内合計 10m ² 以下	1/4 以下	1/3 以下	1/2 以下	1/4 以下	現行基準と同様 (1/4以下 or 1/3以下)	
		同一方向から見た場合における 鉛直投影面積の割合	-	3/10 以下	1/2 以下	7/10 以下	3/10 以下		現行基準と同様 (3/10以下 or 1/2以下)	
	自家用広告物	外壁から突出する広告物 等	表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	1枚1方向につき5m ² 以下			1枚1方向につき2m ² 以下	現行基準と同様(1枚1方向につき5m ² 以下)	
		屋上に表示され、又は設 置される広告物等	高さ	5m 以下	8m 以下	10m 以下	16m 以下	不可		
		自家用広告物以外の広告物等		不可	地域ごとの基準により一部可			不可		
3	自家用広告物		高さ	10m 以下	12m 以下	15m 以下	15m 以下	5m 以下		
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	40m ² 以下	50m ² 以下	60m ² 以下	・1基1方向につき4m ² 以下 ・敷地内の合計20m ² 以下		
	建植 する広告物	自家用広告物以外 の広告物等	道標及び案内図	高さ	3m	5m			3m	現行基準と同様 (5m)
				表示面積	1m ²	2m ²			1m ²	現行基準と同様 (2m ²)
				複数箇所に設置する場合	5m ² 以下	10m ² 以下			5m ² 以下	現行基準と同様 (10m ² 以下)
				1つに共同表示	10m ² 以下	16m ² 以下			10m ² 以下	現行基準と同様 (16m ² 以下)
				色彩	・最大面積色 の明度が2以上 8以下 ・最大面積色 の彩度が6以下 (色相がR、Y R、Yの場合は、8 以下)	・最大面積 色の明度が2以上 8以下 ・最大面積 色の彩度が6以下 (色相がR、YR、 Yの場合は、8以下)	-	-	新基準の共通基準の色彩に、 無彩色である黒(2<明度)白(8<明度)は不可を追加	
	道標及び案内図を除く	不可	地域ごとの基準により可			不可				
4	工作物を利用 する広告物	道標及び案内図	1個当たりの面積	1m ² /個	2m ² /個			1m ² /個	現行基準と同様 (2m ² /個)	
		道標及び案内図を除く	1個当たりの面積	不可	2m ² /個			不可		
	その他の工作物を利用する広告物等	高さ	10m 以下	23m 以下	30m 以下	47m 以下	5m以下			
		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/工作物			4m ² 以下/工作物			
5	広告幕	高さ	上限無し	上限無し			5m以下			
		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/枚			4m ² 以下/枚			
6	アドバルーン	高さ、表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	H50m以下、面積30m ² 以下			不可			
7	のぼり旗	本数	敷地内合計 10m ² 以下	上限無し			道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)			

※現行の基準を強化する部分のみ記載

番号	基準項目		現行基準				規制地区案			
			第2種禁止	第1種許可	第2種許可	第3種許可	①御師住宅沿道地区	②横町バイパス地区	③富士見バイパス地区 ④富士河口湖富士線地区	
							現行：第2・3種許可地域	現行：北側 第1・2種許可地域 南側 展望できる範囲は第2種禁止地域	現行：第1・2種許可地域 一部第2種禁止地域有り	
1	公益上必要な物件に寄贈者等を表示する広告物		色彩	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 		
2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) 	-	-	新たな許可基準の共通基準に、無彩色である黒(2<明度)白(8<明度)は不可を追加した基準		新たな許可基準の共通基準に、無彩色である黒(2<明度)白(8<明度)は不可を追加した基準
3	共通基準		色彩	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 		-
			照明	点滅不可	-	-	-	-	点滅不可	-
4	建築物を利用する広告物等		表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可	不可	可	不可		
			屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	5m	8m	10m	16m	不可	
5	建植する広告物等		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下				1枚1方向につき2m ² 以下	1枚1方向につき5m ² 以下	
			高さ	10m	12m	15m		5m		
6	その他の工作物を利用する広告物等		1基当たり面積	敷地内合計 10m ² 以下				1基1方向につき4m ² 以下		
			高さ	10m	23m	30m	47m	5m		
7	簡易な広告物等		面積	敷地内合計 10m ² 以下				4m ² 以下/工作物		
			高さ	-	-	-	-	5m		
			1枚当たり面積	敷地内合計 10m ² 以下				4m ² 以下/枚		
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの		アドバルーン	敷地内合計 10m ² 以下				不可		
			のぼり旗	本数	敷地内合計 10m ² 以下				道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)	
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの		色彩	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 		

※その他参考

次のものは、法第29条、条例第3条(適用上の注意)「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意」の理念により色彩規定等は適用せず、現行のままとする。

・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期限で表示又は設置するもの

○基準案公告縦覧における提出意見とそれに対する県の考え方

No.	区分	意見要旨(○数字は意見書番号)	意見に対する県の考え方
1	屋外広告物以外(街路樹、電柱、標識、建物等)の低層化など	景観を阻害している要因は屋外広告物だけではなく、多くの要因が関連し合っている。商売において屋外広告物の役割は大きく、看板だけを低くしたらその機能を失うこととなる。 屋外広告物の基準を低くするならば、その他の要因(街路樹、電柱、標識等)との関連を考え同時に対策を実行してもらいたい。せめて街路樹の低木化の実行をお願いしたい。	①
2		電信柱、標識、街路樹等、他の規制を掛けたり、計画も同時進行するべきである。 高さ制限5mの看板の後ろに二階建て以上の建物が建ってしまう現状では広告物だけを規制しても無意味である。	③
3		富士山文化遺産登録の恩恵を受ける商業地区であり、事業者は競争に備え、方策を検討している最中である。それに水を差すような規制はかけるべきではないと考えるが、遺産登録取り消しなどという事にならないように、イコモスの意向に沿うことも必要なことは理解できる。 他にもイコモスからの指導があるはずで、建築物、道路標識、電柱など他の規制もあわせて行わないと意味が無い。そのことを行政の各部署が横並びとなって、住民、事業者に説明すべきだ。	②
4		イコモスの指摘した勧告は、様々な環境対策を求めている。電柱や電線の地中化や街路樹、外灯などを低くする、建物の屋根や外壁の色と言った事などを足並みを揃えて同時に進めて行く事が大事だと思われる。	④
5		美しい景観は看板規制のみならず、電線の地中化、街路樹の低木化による既存看板の高さ規制、その他複合的に推進しなければ効果は望めません。その方向性を打ち出さない限り、民間の納得は得られません。	⑤
6	既存看板の扱い	現在設置してある12m~15mの看板をそのままにして、今後新規で設置するものだけが5mなど、眺望保全の目的からして理解できない。ましてや事業者に到り理解されない。県外資本の企業(大手量販店)のサインの方が景観的には問題ではないか、期限を決め改修する指導をお願いしたい。また現状基準サインの改修に対しては補助金等の検討も考えて欲しい。	①
7		全ての建植看板に高さ5mを適用するべきである。 規制をかけても12mが残っているならこの規制の本質を疑う。本当に必要な規制なのか。	③
8		新しい基準になると現状の許可申請が通っている15mの既存広告と新たに5m以内といった新基準の広告物が混在することになり、事業主などの混乱を招く恐れもある。 期限を設け、さらには補助金の対策を講じることも考えて対処すべきだと思う。	④
9	条例遵守に向けた取り組み	既存の看板と規制後に施工する看板との不公平感が、条例遵守の妨げとなり、景観を守るという目的には効力を発しない規制となってしまう。 その不公平感を払拭するには、行政は景観保全地域指定後の条例遵守に向けた取り組みを徹底的に行うしか無い。条例改正までに十分な説明、議論をしながら住民や事業者の相談に対応していただきたい。	②
10	色彩	色の使用は、難しいものである。色数の規制から無彩色は、色数に入れない。明度彩度は、外すべきである。この規制には、反対する。	③
11		無彩色を含む3色までの規制も現実的ではありません。たとえば、韓国旗を看板に入れた場合は即条例違反となります。 無彩色を除く3色としていただきたい。	⑤
12	行政への適用	民間の看板を規制するなら、適用除外とされている行政側のサインもこの条例に従い、遵守するべきである。 規制地域の住民や事業主が協力しても、行政側が観光地図や案内看板等を設置できる状況なので、この条例を行政も厳守する一項目を追加するべきである。	③
13	地区の設定	御師住宅沿道地区以外は、商業地域でありこれから街が発展する可能性が多分に残されている地域であるが、あえてそこから富士山を見せようとする県側の意図がわからない。地元住民や事業主に負担をかけてまで規制するものなのか。 屋外広告物は事業利益のためには、重要な役割を担っている。条例を厳しくするのであれば、屋外広告物の機能が確保される対策を打つべきである。	③
14	基準案以外についての意見(説明方法)	住民説明会で発言したのは、看板製造業者だけだった。それは、地域の事業者が規制の内容を具体的に理解できていないからだ。理解するのは事業者の責任であるが、数字的説明だけに終始している行政側にも問題がある。 他の規制はどうなっているのか、今後どのようにしていくのかを、あらゆる規制(建築物、道路整備、街路樹など)もあわせて説明することが住民の景観保全、条例遵守のモチベーションの向上につながる。足しげく指定予定地域に通い、自ら意見をくみ取るといった心構えが必要である。	②(参考意見)
15	”(審議会の情報提供)	山梨県景観審議会のメンバーやスケジュール、議事録などの情報を、指定地区内の住民、事業者に情報提供出来るように工夫をしていただきたい。「ホームページを見てください」では不十分。せめて、アドレスを郵送するなど能動的な働きかけが欲しい。	②
16	”(住民意見を踏まえた審議)	第三者機関による『山梨県景観審議会』についても、地域住民や関係者などの声が届かぬままの審議により、最終的な基準が決定してしまう恐れも考えられる。 これらについて審議会において再度検討されることをお願いしたい。また、審議会の議事録の開示を求めます。	④

意見書番号	利害関係等	意見No.	意見
①	屋外広告物製作会社です。 (山梨県広告美術業協同組合員)	1	商業地域(店舗周辺)の街路樹の低木化を同時に行うこと 景観を阻害している要因は屋外広告物だけではなく、多くの要因が関連し合っている。看板は街路樹よりも高い位置に設置され、高くするので当然表示面も大きくなっている。商売において屋外広告物の役割は大きく、看板だけを低くしたらその機能を失うこととなる。屋外広告物の基準を低くするならば、その他の要因(街路樹、電柱、標識等)との関連を考え同時に対策を実行してもらいたい。せめて街路樹の低木化の実行をお願いしたい。
		6	許可されている既存の看板もそのままではなく、改修の実現を 現在設置してある12m~15mの看板をそのままにして、今後新規で設置するものだけが5mなど、眺望保全の目的からして理解できない。ましてや事業者者に到低理解されない。県外資本の企業(大手量販店)のサインの方が景観的には問題ではないか、期限を決め改修する指導をお願いしたい。また現状基準サインの改修に対しては補助金等の検討も考えて欲しい
②	利害関係人とはどういった立場を指すのか解りませんが、看板製造を生業としている以上、何らかの影響はあります。それは、「利」なのか「害」なのか今のところわかりません。ただ、富士山文化遺産登録をきっかけに山梨県が発展してもらいたいし、景観の美しい県になってもらいたいと思っています。そしてそれは、間違いなく住民のために「利」である必要があります。	3	屋外広告物以外に景観を阻害している物への対応をあわせて説明すべき 横町バイパス地区と富士見バイパス地区、富士河口湖富士線地区は、これから富士山文化遺産登録の恩恵を受ける商業地区である。事業者は競争に備え、方策を検討している最中である。それに水を差すような規制はかけるべきではないと考えるが、遺産登録取り消しなどという事にならないように、イコモスの意向に沿うことも必要なことは理解できる。 今回は屋外広告物についての規制強化だが、他にもイコモスからの指導があるはずで、建築物、道路標識、電柱など他の規制もあわせて行わないと意味が無い。そのことを行政の各部署が横並びとなって、住民、事業者者に説明すべきだ。
		14	行政は意見を求めるだけでなく、意見をくみ取る立場であるべき 7月18日の住民説明会で、質疑応答で発言したのは、看板製造業者だけだった。それは、地域の事業者が規制の内容を具体的に理解できていないからだ。理解するのは事業者の責任であるが、数字的説明だけに終始している行政側にも問題がある。他の規制はどうなっているのか、今後どのようにしていくのかを、あらゆる規制(建築物、道路整備、街路樹など)もあわせて説明することが住民の景観保全、条例遵守のモチベーションの向上につながる。足しげく指定予定地域に通い、自ら意見をくみ取るといった心構えが必要である。
		9	既存看板への対応を検討するべき すでに申請済みの現状看板は、この条例改正後も規制対象にならないとしているが、規制後に施工する看板との不公平感が、条例遵守の妨げとなり、景観を守るという目的には効力を発しない規制となってしまう。その不公平感を払拭するには、行政は景観保全地域指定後の条例遵守に向けた取り組みを徹底的に行うしか無い。条例改正までに十分な説明、議論をしながら住民や事業者の相談に対応していただきたい。
		15	計画の進捗状況の情報提示 山梨県景観審議会のメンバーやスケジュール、議事録などの情報を、指定地区内の住民、事業者者に情報提供出来るように工夫をしていただきたい。「ホームページを見てください」では不十分。せめて、アドレスを郵送するなど能動的な働きかけが欲しい。
③	看板業を生業としているため、規制地域での工事が発生する可能性がある	2	今回の改正は、広告物のみならず、他の条例の同時改正する必要がある。 電信柱、標識、街路樹等、他の規制を掛けたり、計画も同時進行するべきである。たとえば、高さ制限5mの看板の後ろに二階建て以上の建物が建ってしまう現状況では、広告物だけを規制しても、無意味である。
		10	色彩規制については、行うべきではない 色の使用は、難しいものである。まして表現の自由に抵触しないのか。色数の規制から無彩色は、色数に入れない。明度彩度は、外すべきである。日本の国旗さえも使用できなくなるこの規制には、反対する。 また、施行後、条例混乱の要因になる可能性が多いにある。
		12	民間の看板を規制するなら、適用除外とされている行政側のサインもこの条例に従い、遵守するべきである。 規制地域の住民や事業主が協力しても、行政側が観光地図や案内看板等を設置できる状況なので、この条例を行政も厳守する一項目を追加するべきである。
		7	全ての建植看板に高さ5mを適用するべきである この条例施工後 許可されている高さ12mの看板が残る事ができる。新設は5mまでしか許可はおりない。規制をかけても12mが残っているならこの規制の本質を疑う。本当に必要な規制なのか
		13	規制地域の設定について 御師住宅沿道地区以外は、商業地域でありこれから街が発展する可能性が多分に残されている地域であるが、あえてそこから富士山を見せようとする県側の意図がわからない。地元住民や事業主に負担をかけてまで規制するものなのか？ 屋外広告物は事業利益のためには、重要な役割を担っている。条例を厳しくするのであれば、屋外広告物の機能が確保される対策を打つべきである。

意見書番号	利害関係等	意見No.	意見
④	富士吉田市内看板業	4、 8、 16	<p>富士山世界文化遺産登録に伴い、『イコモス』により屋外広告物等が富士山や周辺地域の美しい景観を阻害していると指摘されている。昨年6月、ほかの世界遺産には例がない『保全状況報告書』と言う環境保全策の提出が登録時点で求められており、提出期限も2016年2月1日までと迫っている。県行政や地元関係者などが対応に追われている中、今回の富士北麓地域における景観を保全するための屋外広告物の基準強化を打ち出したと思われる。しかし、富士山についてのイコモスが指摘した勧告は、屋外広告物だけではなく富士五湖畔の建築物、吉田口五合目施設のデザインの改善、電柱など様々な環境対策が求められている。</p> <p>景観保全のために視界の確保や規制の強化などの対策が急がれているのは分かるが、屋外広告物の規制だけではなく、電柱や電線の地中化や街路樹、外灯などを低くする、建物の屋根や外壁の色と言った事などを足並みを揃えて同時に進めて行く事が大事だと思われる。</p> <p>基準強化についても『適法で既存のものは、従前のおり』となっており、新しい基準になると現状の許可申請が通っている15mの既存広告と新たに5m以内と言った新基準の広告物が混在することになり、事業主などの混乱を招く恐れもある。</p> <p>あえて言えば適法で既存のものについては、期限を設け、さらには補助金の対策を講じることも考えて対処すべきだと思う。</p> <p>8月末頃に予定されている第三者機関による『山梨県景観審議会』についても、地域住民や関係者などの声が届かぬままの審議により、最終的な基準が決定してしまう恐れも考えらる。</p> <p>これらについて審議会において再度検討されることをお願いしたい。また、審議会の議事録の開示を求めます。</p>
⑤	職種 看板製作の為、規制地域の工事が発生する可能性がある。	5、 11	<p>今回の条例改正は、イコモスの勧告に基づくものと推察し、やむえないものと考えています。</p> <p>ただ、美しい景観は看板規制のみならず、電線の地中化、街路樹の低木化による既存看板の高さ規制、その他複合的に推進しなければ効果は望めません。その方向性を打ち出さない限り、民間の納得は得られません。関係部署が違うとかの弁明は無意味です。</p> <p>無彩色を含む3色までの規制も現実的ではありません。たとえば韓国旗を看板に入れた場合は即条例違反となります。</p> <p>到底受け入れません。無彩色を除く3色としていただきたい。</p> <p>このままでは、景観を損ねているのは看板だけとの、誤ったメッセージを地域社会に発していると思わざるをえません。</p> <p>ぜひ、是正していただきたい。</p>

番号	区分	意見者	意見概要	資料1-4との関係等
1	既存看板の取り扱	甲府市内の看板業の方	現状で適法のもはそのままで良いということなので、新規のものと不公平感がある。既存物件について言いづらいかもかもしれないが、地元の心構えも必要で、それを解消するためにもなんらかの補助金等の対策を考えていくことが必要ではないか。	No.6,7,8
2		富士河口湖町内の看板業の方1	設置する立場からすると、既存のものが小さくならないと、広告主はルールを守る業者には頼まず、別の業者に頼み大きなものを建てていってしまう。そういったことから、既存のものも新しい基準にならないと、看板は目立つことが重要なので、事業主に説明ができない。既存のものも新しい基準で規制すべき。また、県の指導を徹底すべき。	
3			入山料を補助金にあてることはどうか。	
4	指導方法等	富士河口湖町内の看板業の方1	ルールを守ったものにしようという話しを事業主にすると、仕事は別の会社いき、大きな広告物が建ってしまう。事業主にルール上でできるものを提案しても、めだたないといって別の会社行ってしまう。	違反広告物の是正指導を引き続き積極的に行っていく。
5			違法な看板をつくる業者にペナルティーを与え、処分することを徹底することがまず必要である。	
6			世界文化遺産の登録後に、政治関係の様々な派手な色の看板や写真つきのポスター等がたくさんある。選挙期間中は特にひどい。誰も何も言わない。そういったものも含め徹底的する、また、そういった気を持って徹底的にやらないと、この規制やこの会議をやっても愚問であり、進まない。	
7			世界遺産になった時に、看板屋では食っていけないと思っている。だから、徹底してやるのであれば、協力する。国や県の担当者は、2年くらいで交代してしま徹底されない。	
8			富士見バイパスでも世界遺産になろうという前から、大きな看板ができたのが現状。もっと指導すべき	
9			指導の効力がないのではないかと。強制的に撤去する、業者の処分などのペナルティーを行ってほしい。20年前から変わっていない。これを機にできるのなら大いに賛成。	
10			広告組合	
11	地元の住民や事業者の意識、啓発	富士河口湖町内の看板業の方1	地元の人たちが、本当に世界遺産にしようという気にならないと無理なのではないか。地元の人たちが本当に協力して、良いまちづくりにしようかというふうに、そこからスタートしないと、この規制をやってもだめだ。	No.9
12		5合目の売店はよいのか。もっと、町場ではなくそういったところから、先行してやるというような意識改革が必要。そうすれば、広告主の理解も得られやすいのではないかと。		
13		一般の住民や商売をしている方へ、景観を守ろうというPRをしてほしい。		
14		富士河口湖町内の看板業の方2	申請をするとやぶへびになるからしない、隣の看板が目だっているからそれより目立ちたいというのが商売をやっている人の考え。この考えを直すのが必要で、それには指導徹底、罰則が必要。また、規制だけでなく統一した何種類かの景観美を示すことが必要。建物の色は、こういった色で、看板はこの色というようなもの。	
15		良い機会なので、富士五湖全体で規制していくことも必要ではないか。一部の地区だけの規制では、住民の景観に対する機運が高まらない。		
16		広告組合	住民や事業者の意識が高くなるような取り組みをしてほしい。事業主が隣の看板が大きいから、大きいものにしてほしいといわれるのが、看板事業者が一番悩んでいることである。	
17	色彩	富士河口湖町内の看板業の方2	色彩の基準について、大手企業のロゴマークは、相手があることなので変えにくいのではないかと。そういった人から頼まれた場合、どのように話しをしていけば良いのか。また、県が厳密にやってくれないと、やらざるをえない状況も出てくる。住民に分かるような要綱なりを教えてください。	No.10,11
18		広告組合	例えば、フランス料理屋などで国旗を看板にいれたらそれ色彩数の対象になり違反になるのか。対象になるのであれば、既存物件と不公平感が生じる。それにより条例遵守にブレーキをかける恐れがある。既存の物件も含めてやらないと、イコモスから指摘のあるような景観をよくするということにならない。	
19	行政への適用	富士吉田市内の看板業の方	行政の看板は適用除外になっており、民間と不公平感が非常にある。行政の看板についても検討してほしい。	No.12
20		広告組合	行政の看板は適用除外なので、大きいものを予算があるからといって作ってしまう。民間と同じような基準でやってほしい。今回の改正にあたって、行政のものも規制に追加すべき。	

番号	区分	意見者	意見概要	資料1-4との関係等
21	地区の設定	富士河口湖町内の看板業の方1	静岡側(沼津、富士宮市など)と連携して行うべき。富士山は一つなのに、なぜ静岡ではこの規制はやらないのに、この場所でだけやるのかと広告主に言われる。そういうことを明確にしないと広告主に説明ができないし、仕事ができない。	No.13 静岡側にも話しをしていく。
22		広告組合	御師住宅沿道地区以外は、商業地域で有りこれから発展する可能性を残している。そういった箇所は、既存の広告物は変わらないので、景観としては良くならないので、屋外広告物の規制を考える前に、例えば、富士山のビュースポットを整備し、そこに観光客を誘導するとか、別の案を考えそれがダメだから、屋外広告物を規制するというようなことがあるべきではないか。	
23	規制の決め方、合意形成	広告組合	いつも新たな規制やルールを決めるとき、こういうふうになりましたという結果しかなく、住民等の意見が反映されない。民意が反映されない。景観審議会はあるが、スポット的に住民や事業者の代表等をいれることも考えるべき。そういった地域の民意が反映されないものに従わざるを得ない状況になってしまう。また、意見をいったとしても、決まったものに対して反論する機会もない。	NO.15,16
24			今回の部分的な規制は、地元の人の問題であって、それ以外の人々が協議して決めるものではない。地元の人々の意見を聞いて行うべき。イコモスへの対応しか考えていない。既存物件も規制するとかいう強い意志が感じられない。	
25	緩和策	広告組合	適用除外の面積総量の緩和等は考えていないか。事業主は、お客さんから看板を設置してほしいというような要望を受ける場合があり、そういった場合などで救済策を考えてほしい。	規制施行後の状況を検証し、その状況により検討する。
26	看板業界との研究	富士河口湖町内の看板業の方2	せっかくの良い機会なので、看板業者と行政で研究する機会を設けてほしい。	今後協議していきたい。
27	その他	富士河口湖町内の看板業の方1	世界文化遺産の登録前に規制を行うべきだった。	(参考意見)
28			自然公園法が守られていない。	
29			よく考えて、いろんなことをやって無駄のお金を使わないようにしてほしい。	
30			信号機に番号をつければ、案内図や道標はいらなくなるのではないか。	

○今回の指定に係わる山梨県屋外広告物条例等における位置づけ

①景観保全型広告規制地区の指定について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(広告物活用地区)

第七条の二 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第4項の基準を緩和することができる。

2 知事は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二十一条第1項の山梨県景観審議会(以下この項、第七条の四第1項及び第四十二条において「景観審議会」という。)の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、知事は、前項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

(略)

(景観保全型広告規制地区)

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第4項の基準を強化することができる。

2 知事は、関係市町村長との協議により、景観保全型広告規制地区の指定の変更(前項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

(告示)

第八条 第六条第1項第一号、第二号、第六号、第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号、第七条第1項第三号、第九号及び第十号、第七条の二第1項及び第五項並びに第七条の三第1項及び第2項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

※第七条第四項の基準は、許可地域における許可基準のこと

②経過措置について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(経過措置)

第十条の二 広告物活用地区の指定が変更された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

2 広告物活用地区の指定が廃止された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該廃止により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

3 景観保全型広告規制地区に指定された際現に許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお従前の例による。

(略)

③適用除外基準について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(適用除外)

第九条 次に掲げる広告物等については、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 二 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
- 三 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 四 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
- 五 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物

2 次に掲げる広告物等については、第五条(第1項第二号及び第五号を除く。)、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

- 一 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
- 二 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために七日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの
- 3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

一 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの

二 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第七条第1項の許可を受けたものについては、第六条の規定は、適用しない。

5 道標又は案内図(目的地に誘導するための広告物等に限る。)については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第六条の規定は、適用しない。

6 第七条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。

7 第1項第三号及び第五号、第2項第二号並びに第3項第一号及び第二号に掲げる広告物等は、第六条第2項で定める禁止地域の区分又は第七条第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。

8 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

(適用除外の広告物等の基準)

第十条 条例第九条第6項(条例第十二条第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第七条第4項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

2 条例第九条第7項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる区域以外の区域 別表第三

二 条例第七条の三第1項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域 当該指定された区域ごとに別に知事が定める。

④地区ごとに統一的な基準にすることについて

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(略)

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

(略)

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

(略)

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

(略)

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

(略)

※山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び西宮線の起点から終点までの区間の用地並びにその用地の両側五百メートル以内の地域

(略)

4 一般国道百三十八号のうち同一一般国道の起点から同一一般国道と富士吉田市と南都留郡山中湖村の境界との交点までの区間の用地及びその用地の富士山側千メートル以内の地域

5 一般国道百三十九号のうち南都留郡鳴沢村大字前丸尾八、五三一番の一地从先から一般国道百三十七号の起点までの区間の用地及びその用地の富士山側千メートル以内の地域

(略)

11 東海自然歩道の起点から終点までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

(略)